

第 7 事務事業の概要

1 東京都中央卸売市場経営計画

(1) 東京都中央卸売市場経営計画の概要等

ア 東京都中央卸売市場経営計画の概要

都の中央卸売市場が、都民に生鮮品等を円滑かつ安定的に供給する基幹的なインフラであり続け、市場を取り巻く環境が変化する中においても、この重要な使命を将来にわたり果たすことができるよう、今後の市場経営のビジョンを示すものとして、企業経営や財務等の専門家で構成する「市場の活性化を考える会」の議論を踏まえ、令和3年3月に東京都中央卸売市場経営指針を策定した。

東京都中央卸売市場経営指針で掲げた「2040年代の中央卸売市場の姿」及び「持続可能な市場経営」の実現に向けて、今後5年間で都が取り組む施策と財政計画を示す中期経営計画として、令和4年3月に東京都中央卸売市場経営計画を策定した。

令和7年度は、5年間の経営計画の4年目であり、経営計画に掲げた取組を着実かつ迅速に進めている。

イ 計画期間

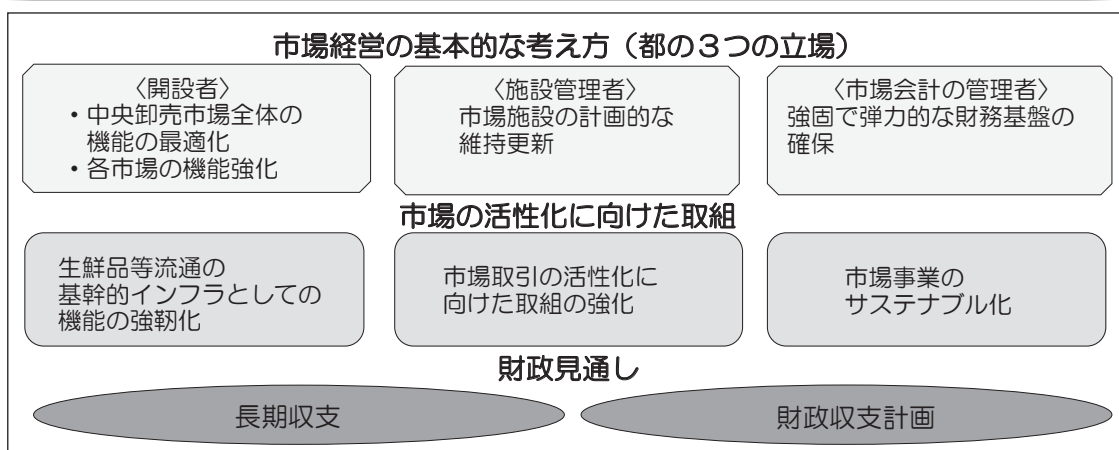
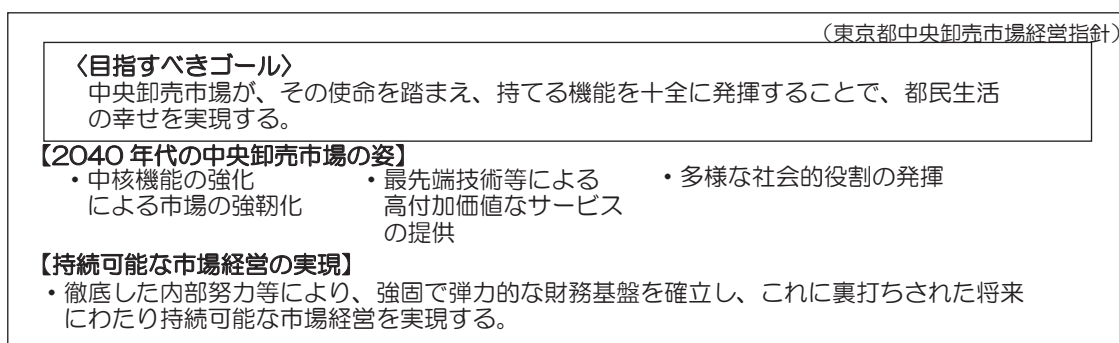
5年間（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）

ウ 今後の市場経営の方向性

市場を経営する都の立場を捉え直し、それぞれの立場に沿った取組を着実に推進

- 開設者：取扱品目ごとに各市場に期待する役割と機能強化の方向性を明示
- 施設管理者：アセットマネジメント手法の展開により、長期的な視点に立った計画的な維持更新を実施
- 市場会計の管理者：持続可能な市場経営に必要な資金の確保と経常黒字の水準を目指す

エ 東京都中央卸売市場経営計画の体系



(2) 市場経営の基本的な考え方と今後の進め方

ア 中央卸売市場全体の機能の最適化と各市場の機能強化

- 都の中央卸売市場は、それぞれの市場が相互に補完しながらネットワークを形成し、一体として機能を発揮
- 各市場が、ネットワークの強みを発揮し、それぞれに取扱数量を伸ばし、相乗効果を得ていくことが重要
- 取扱品目（青果、水産、花き、食肉）ごとに、各市場に期待する役割と機能強化の方向性を明示

イ 市場施設の計画的な維持更新

- アセットマネジメント手法の展開により、長期的な視点に立った計画的な維持更新を実施
 - ▶市場施設の類型を踏まえた維持更新
 - ・各市場の機能や立地、施設規模等による類型（全国拠点型、流通業務団地型、供給拠点型）を踏まえ、メリハリある維持更新を実施
 - ・市場ごとに、市場施設の類型を踏まえた維持更新の方向性を明示
 - ▶個別の建物における更新手法の考え方
 - ・各市場の主要な建物を抽出し、劣化度調査等を実施
 - ・大規模改修・長寿命化改修・改築、解体等の方針を定めた後、主要な個別の建物における維持更新計画を策定
 - ・維持更新計画策定後、市場ごとに工事を集中的に実施していくためのマスタープラン（全体計画）を策定
 - ・建物の中で、特に重要な部位や設備等は予防保全を実施
- 改築等の考え方
 - ・用途変更など様々な状況変化に対応できる柔軟性（フレキシビリティ）や維持管理性（メンテナンスビリティ）に配慮
 - ・都による整備は、市場施設の恒久的な基盤となる建物の構造体（スケルトン）を対象とすることを基本とし、内部の仕上げや設備（インフィル）は、流通環境や顧客ニーズの変化を踏まえ、施設の利用者が目的や用途に沿った造作等により柔軟に整備

ウ 強固で弾力的な財務基盤の確保

- 持続可能な市場経営に必要な資金の確保と経常黒字の水準を目指す
 - ▶引き続き、市場運営費の縮減や収入確保等の当面の経営改善の取組を着実に実施
 - ▶市場の経営状況等をより精緻に把握・分析した上で、「経営レポート（仮称）」を作成、その分析に基づき、更なる経営改善策を幅広く検討・実施
 - ▶現行の使用料体系について、受益と負担の観点から検証を行った上で検討を行い、必要に応じて見直し
 - ▶使用料額についても、受益と負担の観点から検証を行い、必要に応じて改定を検討
 - ▶これらの取組に加え、取扱数量等を伸ばす取組を行ってもなお、目指すべき財務基盤の水準を実現できない見通しとなった場合、市場の統廃合も含めて、より効果的・効率的な市場施設への投資のあり方を検討

(3) 市場の活性化に向けた取組

ア 生鮮品等流通の基幹的なインフラとしての機能の強靱化

- 市場流通に対する信頼性の更なる向上
 - ▶公平・公正な取引環境の確保、品質・衛生管理の強化、事業継続体制の確保、

- DXの推進等による市場業務の効率化 等
- サプライチェーンにおける結びつきの強化
 - ▶産地や実需者との結びつきを強化する取組を支援、情報発信を強化 等
- 市場業者の経営基盤の強化
 - ▶経営改善等に取り組む市場業者をサポート、輸出拡大に向けた活動等の支援 等

イ 市場取引の活性化に向けた取組の強化

- 物流の高度化・効率化
 - ▶自動搬送など先端技術を活用した物流の省力化、パレットの標準化の検討 等
- 商流の高度化・効率化
 - ▶DXの推進等による商取引のデジタル化に係る意識啓発、先端技術や取引情報の活用に係る事例調査、導入に向けた試行 等
- 多様な消費者ニーズへの対応
 - ▶エンカル消費や地産地消の取組など消費者のニーズを捉えた好事例を共有 等

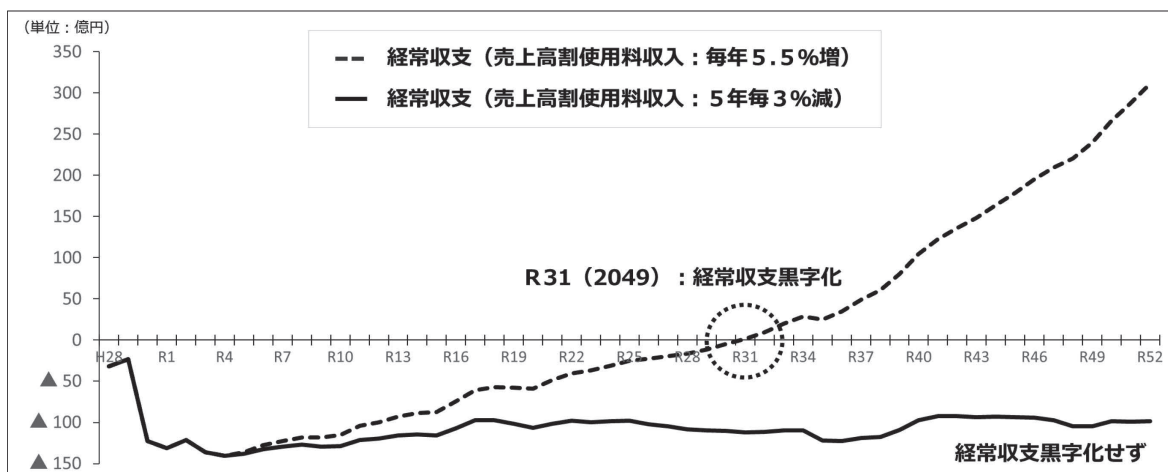
ウ 市場事業のサステナブル化

- 環境問題への取組
 - ▶市場のゼロエミッション化、持続可能な調達等の取組への支援・啓発 等
- 地域社会との共生
 - ▶地域住民等との交流促進、食や食材に係る体験の提供、情報発信 等
- 働き方改革・ダイバーシティの推進
 - ▶物流の効率化による荷役作業等の負担軽減、施設のユニバーサルデザイン化 等

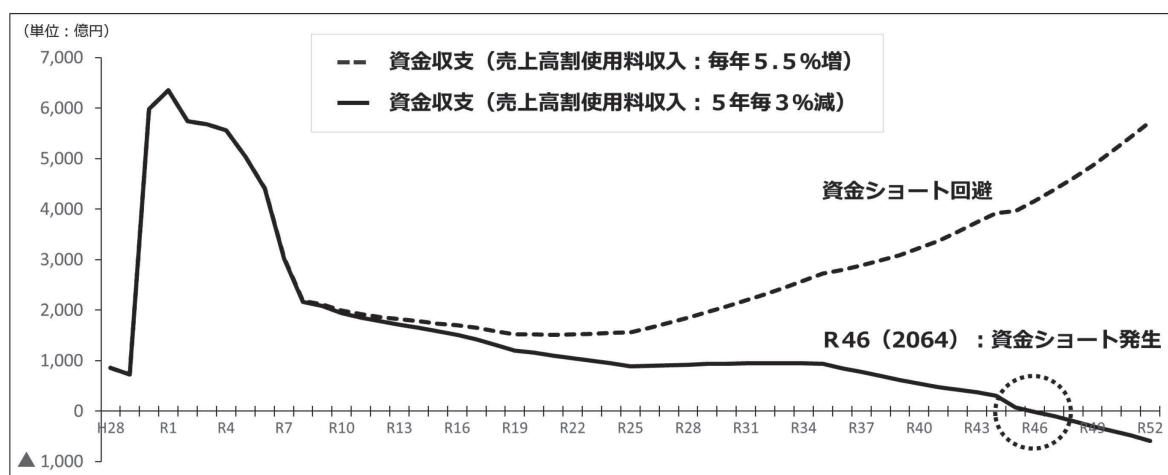
(4) 財政見通し

- 持続可能な市場経営のため、遅くとも2040年代の市場会計における経常収支黒字化を目指す
- 過去の傾向等に基づき、売上高割使用料収入が5年毎に3%ずつ減少していくことを想定した場合、経常収支は黒字化せず、令和46（2064）年度に資金ショートが発生
- 各市場の取扱数量や取扱金額を伸ばし、売上高割使用料収入を毎年5.5%ずつ増加させていくことができた場合、令和31（2049）年度に経常収支が黒字化し、資金ショートを回避可能

ア 長期収支（経常収支）



イ 長期収支（資金収支）



ウ 財政収支計画

(単位：億円)

| 科目 | 年度 | | | | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 営業収益 | 162 | 164 | 166 | 168 | 170 |
| 営業外収益 | 38 | 37 | 37 | 37 | 37 |
| 収益計 | 200 | 201 | 203 | 205 | 207 |
| 営業費用 | 315 | 315 | 316 | 317 | 319 |
| 営業外費用 | 25 | 22 | 14 | 10 | 6 |
| 支出計 | 340 | 337 | 330 | 327 | 325 |
| 営業収支 | △153 | △151 | △151 | △149 | △149 |
| 経常収支 | △140 | △136 | △127 | △122 | △118 |
| 当年度末累積資金残 | 5,555 | 5,041 | 4,415 | 3,034 | 2,183 |

※各市場の取扱数量や取扱金額を伸ばし、売上高割使用料収入を毎年5.5%ずつ増加させていくことを想定

2 市場業者への経営支援の取組

(1) 東京都中央卸売市場経営強靱化推進事業

ア 概要

エネルギーや原材料価格などの物価高騰等の影響による厳しい経営環境の中、市場を取り巻く環境変化に向き合う市場業者の取組を支援するとともに、経営計画の着実な推進につながる取組を円滑・迅速に実行するため、令和4年度から中央卸売市場経営強靱化推進事業を創設し、取引の担い手である市場業者の経営基盤の強化等に向けた行動変革を後押ししている。

令和7年度は、市場業者の販路開拓や業務効率化等に資するDXの取組や、市場業者の人材確保に向けた取組をさらに後押しするため、DX推進枠及び人材確保支援枠の補助率を拡充するなど、事業の見直しを行っている。

イ 補助事業の内容

(ア) 対象者

中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者、関連事業者、業界団体、グループ

(イ) 事業区分ごとの補助上限額

| | | |
|-----|----------|-----------|
| I | 変革推進枠 | : 2,000万円 |
| I-2 | 変革スタート枠 | : 600万円 |
| I-3 | 省エネ対策枠 | : 600万円 |
| I-4 | DX推進枠 | : 600万円 |
| I-5 | 人材確保支援枠 | : 600万円 |
| II | 伴走型経営支援枠 | : 2,000万円 |
| III | 市場活性化推進枠 | : 3,000万円 |
| IV | 物流対策枠 | : 1,000万円 |

(ウ) 事業区分ごとの補助率

| | | |
|-----|----------|------------------------|
| I | 変革推進枠 | : 補助対象経費の2分の1 (特例3分の2) |
| I-2 | 変革スタート枠 | : 補助対象経費の2分の1 (特例3分の2) |
| I-3 | 省エネ対策枠 | : 補助対象経費の5分の4 |
| I-4 | DX推進枠 | : 補助対象経費の3分の2 (特例5分の4) |
| I-5 | 人材確保支援枠 | : 補助対象経費の3分の2 (特例5分の4) |
| II | 伴走型経営支援枠 | : 補助対象経費の3分の2 (特例5分の4) |

※DX推進又は人材確保の取組は5分の4

III 市場活性化推進枠

中小企業者: 補助対象経費の3分の2 (特例5分の4)

業界団体: 補助対象経費の3分の2

その他: 補助対象経費の2分の1 (特例3分の2)

IV 物流対策枠: 補助対象経費の5分の4

(特例: 下記に該当する場合)

令和7年1月以降で連続する任意の3か月の売上高の合計が、平成31年4月以降の同期間の売上高の合計と比べて20%以上減少している場合

(2) 経営支援策

エネルギーコストの上昇等による物価高騰の影響等、市場業者を取り巻く環境は急激かつ大幅に変化しているため、市場業者がその環境の変化に的確に対応できる強靱性を身につけ、強固な経営体制を確保していくことが必要である。

そこで、市場業者の経営基盤強化に向けて、市場業者が自ら気づき、変化を予期した対応ができるよう、個々の状況に応じた支援策を整備し、実施している。

ア 経営相談

市場業者や業界団体の経営課題等に対して、専門家(公認会計士、中小企業診断士、弁護士、社会保険労務士、食品衛生コンサルタント)による相談対応を行う。

イ 講師派遣

卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者が組織する組合または団体が主催する研修会等に対して、講師を派遣する。

ウ 経営アドバイザー活用による働きかけ強化等

経営の専門家による定期的な各場訪問等、伴走型の支援体制を整備するとともに、市場業者向けの情報誌の発行や、都が主催する経営セミナー等に専門家の知見等を活用することで、情報発信力を強化し、経営支援策の質的向上を図る。

(3) 市場物流効率化推進事業

令和7年4月に施行された、改正後の「物資の流通の効率化に関する法律」等に対応し、生鮮食料品等物流を支えるトラックドライバーの負担軽減や場内混雑の緩和等の物流改善の取組を加速させるため、都と業界とが連携し物流効率化に向けた取組を推進する必要がある。

そこで、サプライチェーン全体の物流効率化に向けて、国と連携し法改正の内容や物流課題の背景に関するセミナーを開催し市場業者の課題解決に向けた機運醸成を図るとともに、専門家の知見を活用した個別相談を実施し市場業者への技術的な助言を通じた支援を行っている。

3 豊洲市場関係事業

(1) 千客万来施設事業

ア 整備目的

築地特有の貴重な財産である活気やにぎわいを継承・発展させるとともに、市場本体施設と連携し、豊洲ならではの活気やにぎわいを生み出すことを目的とする。

イ 整備手法

事業用定期借地権方式により、民設民営で実施。

ウ 事業者

万葉倶楽部株式会社

エ 事業者の提案概要（6街区）

施設全体のコンセプト：豊洲江戸前市場（食を起点に日本の文化を発信）

＜商業ゾーンの特徴＞

- ・江戸の街並みを再現したオープンモールで飲食・物販店舗を展開
- ・市場に隣接する立地を活かした新鮮食材の販売
- ・オープンスペースにおけるイベントの実施

＜温泉・ホテルゾーンの特徴＞

- ・豊洲の立地を最大限に活かし、24時間営業の温泉・ホテルを展開
- ・屋上の展望デッキに足湯を設置
- ・キッチンスタジオ、道具市を配置し、食の情報を発信
- ・全天候型のスペースにおけるイベントの実施

オ 事業期間

約50年間（施設建設及び除却工事の期間を含む。）

カ 経過

- 平成24年11月 「千客万来施設事業基本方針案」の公表
- 平成25年8月 「千客万来施設事業募集要項」の公表
- 平成25年11月 「千客万来施設事業提案書」の受付
- 平成26年2月 「千客万来施設事業審査委員会」での審査結果を踏まえ、施設を整備・運営する事業予定者（2者が参画するグループ）を決定し、公表
- 平成27年2月 事業予定者の一部が辞退
- 平成27年4月 代表企業である事業予定者が辞退
- 平成27年9月 「千客万来施設事業（6街区）募集要項」の公表
- 平成28年3月 事業予定者を決定し、公表
- 平成28年6月 事業者と基本協定書を締結
- 平成28年8月 豊洲市場への移転延期を表明
- 平成29年2月 事業者と基本協定書の変更についての合意書を締結
（施設の完成期限等を「都と事業者が別途協議の上合意する日」に変更）
- 平成29年6月 市場移転に関する「基本方針」を発表
- 平成29年7月 市場移転に関する関係局長会議を開催
 - ・豊洲市場は継続的に中央卸売市場として運営するとともに、日本の中核市場として育てていく

- ・築地再開発に当たっては、千客万来施設事業との整合を図りつつ開発コンセプト等を具体化
- 平成30年 5月 事業者から「公募時に提案した施設の工事着工時期を変更し、東京2020大会後速やかに着手する」こととしたい旨の提案
- 平成30年 8月 事業者と「千客万来施設事業（6街区）実施に関する合意書」を締結
- 平成30年 9月 事業者と合意書の締結に伴い、現行の基本協定書を変更
- 平成31年 2月 定期借地権設定契約書締結（5街区の一部）
- 平成31年 3月 5街区土地貸付け開始
- 令和 2年 5月 5街区立体駐車場供用開始
- 令和 2年 9月 事業用定期借地権設定契約書締結（6街区）
- 令和 3年 4月 6街区土地貸付け開始

キ 開業時期

- 令和 2年 5月 立体駐車場供用開始（5街区の一部）
- 令和 5年 9月 商業棟及び温浴棟完成（6街区）
- 令和 6年 2月 「豊洲 千客万来」開業（6街区）

ク 施設概要（6街区）

(ア) 名称等

- ・施設総称：「豊洲 千客万来」
- ・食楽棟：「豊洲場外市場」〔地上3階、地下1階／延床面積14,690.63㎡〕
- ・温浴棟：「東京豊洲 万葉倶楽部」〔地上9階、地下1階／延床面積19,095.73㎡〕

(イ) 特色

① 食楽棟

- ・豊洲市場に隣接する強みを活かし、新鮮な食材を販売・提供
- ・1階には、飲食店舗に加え、日用品の販売店舗などを、食楽棟の中核をなす2階には、新鮮な魚や野菜等をはじめとした市場ならではの物販や飲食店を配置するとともに、築地場外市場のような横丁の雰囲気を感じられる店舗などを、3階には、団体来場客にも対応できる大型飲食エリア等を配置

② 温浴棟

- ・臨海部の景観を一望できる屋上や8階に展望足湯庭園等を整備

(2) 賑わい創出事業

平成30年5月31日に、千客万来施設事業者から、千客万来施設事業を「東京2020大会後速やかに着手する」とされたことを受けて、豊洲市場開場以降、千客万来施設が稼働するまでの間、施設工事期間も含めて、都による賑わい創出を行うこととした。

ア 事業目的

- ① 豊洲市場及び周辺エリアの賑わいづくりと豊洲ブランドの確立
- ② 多くの来訪者があることに着目し、観光事業など都事業を効果的に展開

イ 各事業内容

(ア) 5街区での賑わい創出（平成31年1月～3月）

- ・平成31年1月12日～3月30日の毎週土曜日 8:00～15:00で、「豊洲市場おいしい土曜マルシェ」を全11回開催（2月9日は大雪注意報発令により中止）

- ・来場実績 入場者数は、約9万人

(イ) 6街区での賑わい創出（平成31年4月～令和2年2月）

- ・㈱東京臨海ホールディングスとの基本協定により、民間事業者や都各局のイベントを開催
- ・中央卸売市場主催の「豊洲市場おいしい土曜マルシェ」を4月から1月までの間で17回実施し、入場者数は約7万2千人

(ウ) 5街区仮施設による場外マルシェ（令和2年1月～令和6年1月）

- ・公募による三井不動産株式会社への用地貸付により、多様な物販・飲食店舗等を配置した「場外マルシェ」を整備・運営
※新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の発令を受け、令和2年4月9日より全館休業
同年6月1日より、十分な感染拡大防止策を講じ、営業再開
- ・令和5年2月から、「江戸前場下町」という名称を継続しながら、都が新たに施設の運営を実施

(エ) 4街区及び5街区での賑わい創出（令和5年5月～12月）

- ・イベント「豊洲江戸祭」を開催
- ・4街区（ミチノテラス豊洲）においては、「豊洲場外マルシェ」（主催：豊洲場外マルシェ運営実行委員会）等と連携して、5月から12月まで原則第3土曜日に開催
- ・5街区（江戸前場下町）においては、豊洲市場関係者等と連携して、6月から12月まで原則第3土曜日及び日曜日に開催

(3) 豊洲市場移転支援

豊洲市場への移転を円滑に進めるため、都では、市場運営の担い手となる市場業者をサポートする施策の充実を図ってきた。支援策の実施にあたって、業界団体や個々の市場業者との面談を行い、それぞれの経営実態の把握、移転に対する不安や課題を把握するとともに、これらの取組で得た意見や要望を基に、平成22年度に「豊洲新市場整備に伴う市場業者への移転支援の基本的な考え方」を、平成23年度に「豊洲新市場への移転に伴う市場業者支援策」を策定し、移転の準備から移転時、移転後に至るそれぞれの段階に合わせた支援策の考え方を示してきた。

これらの方針を踏まえ、平成24年度、平成25年度に、移転前支援策として利子補給事業（移転前経営安定化資金）を、平成26年10月から平成30年度までは、移転時支援策として利子補給事業（移転時）のほか仲卸・関連事業者融資事業（特別融資特例）などを実施してきた。さらに、平成31年度から移転後支援策として、利子補給事業（移転後）、仲卸・関連事業者融資事業（移転後支援特例）などを実施してきた。

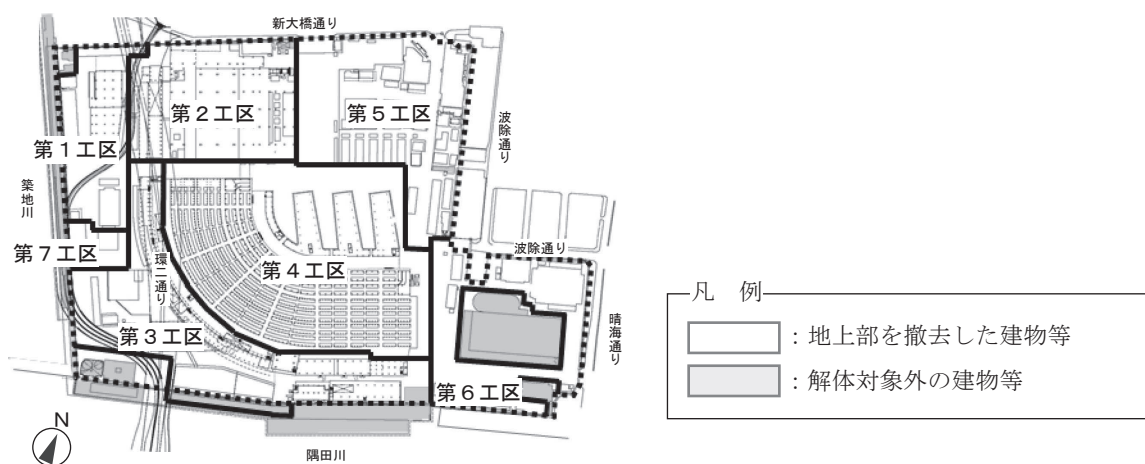
なお、令和3年2月をもって新規受付をすべて終了し、現在、各事業に係る利子補給金、補助金交付事務や財産管理等を行っている。

4 旧築地市場解体工事

豊洲市場の開場に伴い、83年間にわたり中央卸売市場としての機能を果たしてきた築地市場は、平成30年10月6日に営業を終了した。

- (1) 築地市場閉場（平成30年度）～東京2020大会前（令和2年度）までの解体工事の状況
- 平成30年10月11日、勝どき門駐車場、厚生会館などの一部建物を除く計155棟、延べ面積：約26万㎡の解体工事に着手した。石綿含有建材を丁寧・確実に除去した後、地上部（1FLより上方）を解体し、令和2年2月28日（第7工区は同年7月22日）に工事完了した（全7工区）。

解体工事後、築地市場跡地の大部分は、環状第2号線工事用地（建設局）及び東京2020大会用の輸送車両基地（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）として使用された。



【東京2020大会前までの解体状況】

- (2) 東京2020大会（令和3年度）以降の解体工事の状況
- 東京2020大会後、残る旧市場施設の解体に順次着手した。

① 建物解体工事の完了（令和7年3月）

令和4年2月に、「築地まちづくり方針（平成31年3月）」などに基づき、敷地南東エリアに現存する建物（勝どき門駐車場及び厚生会館ほか計15棟等、延べ面積：約5.5万㎡）の解体工事の着手に続き、令和5年3月に隅田川内の仮設構台（約3,800㎡）、令和6年1月に敷地南西角に現存する建物（ろ過室、水産物部第2別館ほか計3棟、延べ面積：約1,850㎡）の解体に着手した。

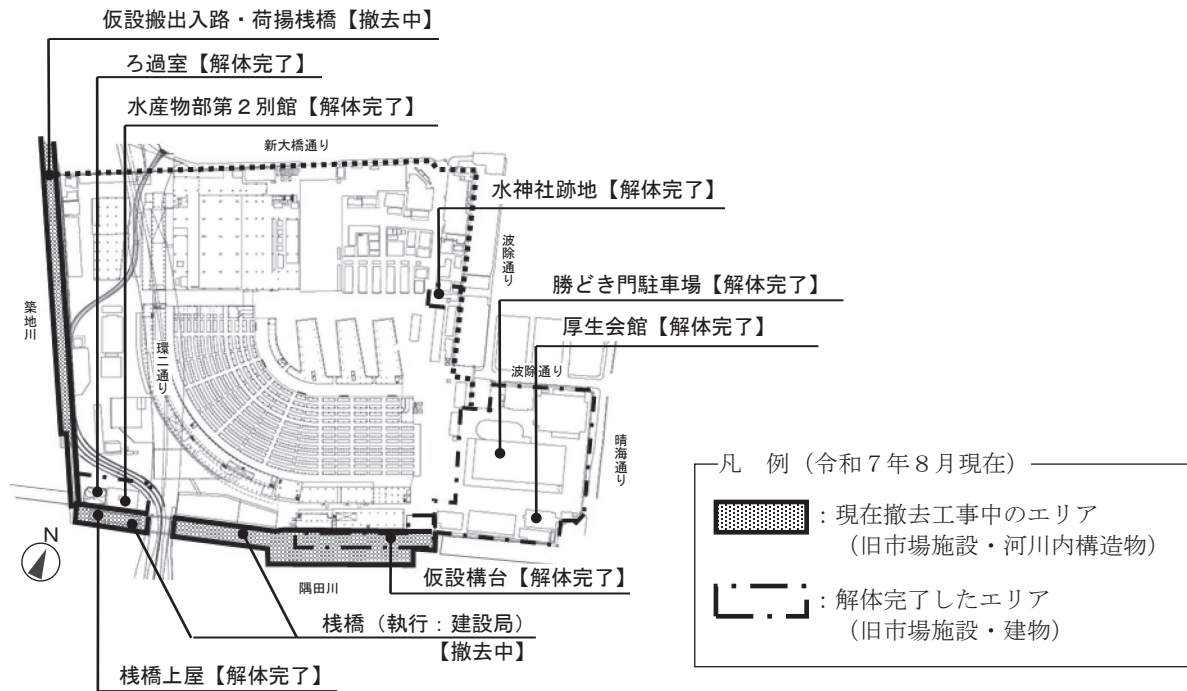
工事では、石綿含有建材を石綿障害予防規則に基づく作業レベルに応じた工法（隔離除去、石綿使用部分以外での切断、湿潤の上手ばらしなど）によって確実に除去している。このうち、飛散性が著しく高いとされる石綿含有吹付け材などは、これまでと同様に、除去作業場を外部と厳重に隔離して除去を行う際の石綿粉じん濃度測定を、除去対象建物周辺や除去作業場近傍において実施するなど、石綿粉じんの飛散防止対策の実効性をより高める取組により安全に除去した。

令和7年3月までにこれらの建物の解体を完了し、関係各局調整による市場局施工の建物解体工事が完了した。

② 河川内構造物の撤去（令和7年8月現在）

築地川においては、令和7年6月に仮設搬出入路及び荷揚栈橋（全長約650m、幅約11m・4.2m）の撤去に着手した。隅田川においては、施行・費用負担協定により建設局施行で、栈橋（全長約365m、幅約18m・36m）の撤去に令和6年度から着手している。

築地市場跡地では、築地地区まちづくり事業及び関係各局の工事と調査の実施、又は実施の予定があり、これらと調整を図りながら、安全・円滑に撤去工事を行っていく。



【東京2020大会後の解体工事の状況】

5 財産管理事務

東京都は、市場施設の使用に供する用地の取得及び処分等の管理を行うとともに、東京都中央卸売市場条例に基づき場内業者及びこれらの団体等に対して、市場取引業務等に必要な市場施設の使用許可を行っている。

また、使用許可した施設について使用者が造作などの現状変更を加える場合には、知事の承認を受けることとしており、これらの造作の承認事務など、財産の適正な管理を行っている。

使用許可に伴い徴収する市場使用料は、東京都中央卸売市場条例別表の金額の範囲内において、同条例施行規則でこれを定めている。また、食肉市場にはと場が併設され、と畜解体業務を行っており、東京都立芝浦屠場条例に基づくと畜使用料等を徴収している。

なお、市場別使用許可状況は、次表のとおりである。また、市場使用料等は「第8 参考資料」の「12 中央卸売市場使用料一覧」及び「13 中央卸売市場と畜使用料・手数料一覧」のとおりである。

市場別使用許可状況

(令和7年4月1日現在)

| 区 分 | 市場使用者数 (者) | 使用許可件数 (件) | 使用許可面積 (㎡) | 使用許可冷蔵庫 (㎡) |
|----------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 豊洲市場 | 802 | 2,996 | 236,832.3 | 0.0 |
| 食肉市場 | 48 | 618 | 35,019.3 | 12,908.0 |
| 大田市場 | 363 | 2,533 | 227,382.2 | 19,251.6 |
| 豊島市場 | 21 | 230 | 17,521.2 | 662.8 |
| 淀橋市場 | 33 | 366 | 28,963.5 | 0.0 |
| 足立市場 | 77 | 457 | 17,489.9 | 4,300.9 |
| 板橋市場 | 39 | 347 | 27,760.4 | 2,190.9 |
| 世田谷市場 | 36 | 313 | 26,503.8 | 1,499.0 |
| 北足立市場 | 46 | 369 | 42,073.3 | 4,398.3 |
| 多摩ニュー タウン市場 | 8 | 93 | 10,877.5 | 182.4 |
| 葛西市場 | 35 | 396 | 29,926.4 | 3,236.2 |
| 合 計 | 1,508 | 8,718 | 700,349.8 | 48,630.1 |

(注) 1 使用許可件数には、冷蔵庫許可件数を含む。

2 使用許可の詳細については、「第8 参考資料」の「11 中央卸売市場市場別・施設別使用許可状況」を参照。

6 施設維持管理事務

市場施設の建物は、全体で約 320棟、延床面積約 127万㎡（令和7年4月1日現在）であり、一部寄付受領物件を除き、全て東京都が建設し、場内関係者に使用許可するとともに、その営繕補修についても東京都が施工している。令和6年度の工事（設備工事を含む）実施状況は次表のとおりである。

令和6年度 市場・と場施設の建設・改修工事実施状況

《市場会計》

| 区 分 | | 件 数 | 金 額 |
|--------|-----------|------|-------------|
| 拡 張 | 建築工事 | 4件 | 580,409千円 |
| | 設備工事 | 7件 | 115,072千円 |
| | 調査・設計・監理等 | 7件 | 68,333千円 |
| 改 良 | 建築工事 | 13件 | 1,177,523千円 |
| | 構築物工事 | 4件 | 346,474千円 |
| | 設備工事 | 35件 | 1,374,579千円 |
| | 調査・設計・監理等 | 27件 | 177,668千円 |
| 修 繕 | 建築・構築物工事 | 176件 | 336,780千円 |
| | 設備工事 | 268件 | 633,174千円 |
| 合 計 | | 541件 | 4,810,012千円 |

《と場会計》

| 区 分 | 件 数 | 金 額 |
|-----------|------|-------------|
| 施設整備工事 | 17件 | 1,291,264千円 |
| 調査・設計・監理等 | 6件 | 61,192千円 |
| 修繕工事 | 105件 | 311,245千円 |
| 合 計 | 128件 | 1,663,701千円 |

7 設備維持管理事務

市場施設の維持管理については、日常の設備維持管理の外、修繕工事、保守委託の設計監督、業者使用分の光熱水費の検針及び料金受け入れ調定事務、造作承認の審査事務等を行っている。

(1) 電気設備

各市場の電気設備は、特別高圧または高圧受電の自家用電気工作物で、市場で定めた保安規程に基づき日常点検、月例点検、事故の対応などを行っている。なお、市場別の契約電力等は次表のとおりである。

市場別契約電力等一覧

(令和7年4月1日現在)

| 市場名 | 契約種別 | 契約電力(kW) | 受電電圧(kV) | 受変電所数 | 令和6年度電力使用量(kWh) | 備考 |
|------------|------------|----------|----------------|--------|-----------------|---------|
| 豊洲市場 | 特別高圧季特別電力A | 14,760 | 66 | 55(13) | 63,601,943 | |
| | (地域冷暖房) | 7,635 | 6.6 | — | 11,410,180 | |
| | 従量電灯C | 20kVA | 単三 100/200V | — | 42,776 | 歩行者デッキ用 |
| | 低圧電力 | 16 | 三相 200V | — | 10,107 | 歩行者デッキ用 |
| 食肉市場 | 特別高圧電力B | 7,300 | 22 | 11 | 28,236,760 | |
| 大田市場 | 特別高圧季特別電力A | 7,120 | 22 | 34(1) | 29,005,820 | |
| | 業務用季特別電力 | 1,152 | 6.6 | 5(2) | 3,541,770 | 花き |
| | 高圧電力A | 330 | 6.6 | 1 | 1,541,199 | 青果冷蔵庫 |
| | 高圧電力A | 269 | 6.6 | 1 | 1,311,766 | 水産冷蔵庫 |
| 豊島市場 | 業務用季特別電力 | 487 | 6.6 | 2 | 1,793,964 | |
| 淀橋市場 | 業務用季特別電力 | 876 | 6.6 | 5 | 3,228,790 | |
| 足立市場 | 業務用季特別電力 | 730 | 6.6 | 4 | 2,801,737 | |
| | 高圧季特別電力A | 276 | 6.6 | 1 | 940,384 | 冷蔵庫棟 |
| 板橋市場 | 業務用季特別電力 | 1,046 | 6.6 | 5 | 2,928,865 | |
| 世田谷市場 | 業務用季特別電力 | 1,128 | 6.6 | 2 | 3,702,328 | |
| 北足立市場 | 業務用季特別電力 | 1,070 | 6.6 | 5 | 3,733,397 | |
| 多摩ニュータウン市場 | 業務用季特別電力 | 377 | 6.6 | 1 | 1,252,670 | |
| 葛西市場 | 業務用季特別電力 | 1,193 | 6.6 | 6(2) | 3,962,760 | |
| 全市場計 | | — | — | 138 | 163,047,216 | |

注 受変電所数欄()内は、内数であり民間電気室の数である。

(2) 通 信 設 備

通信設備としては、電話設備、自動火災報知設備、放送設備、テレビ共聴設備、駐車場管制設備、コンピュータ制御による入荷量表示装置などの設備が必要に応じて各市場に設置されているが、これら設備の維持管理を行っている。なお、東京都使用の電話設備の概要は次表のとおりである。

電話設備の概要

(令和7年4月1日現在)

| 市場名 | 設備種別 | 局 線 数 | 設 備 概 要 | | |
|---------|---------|--------------|-------------------|------------|-------------------------------|
| 豊 洲 市 場 | 構内交換設備 | NTT光回線：23回線 | 電子交換機 | 1 台 | 内線(東京都) 333 回線 |
| | 加入電話設備 | NTT 回線： 3回線 | | | FAX 2 台 |
| 食 肉 市 場 | 構内交換設備 | NTT光回線：13回線 | 電子交換機 | 1 台 | 内線(東京都) 251 回線 |
| | 加入電話設備 | NTT 回線： 3回線 | 単独電話機 | 2 台 | FAX 3 台 |
| 大 田 市 場 | 構内交換設備 | NTT 回線： 7回線 | 電子交換機 ボタン電話主装置 | 1 台 1 台 | 内線(東京都) 234 回線 ボタン電話機 18 台 |
| | 加入電話設備 | NTT 回線： 4回線 | 単独電話機 | 4 台 | FAX 4 台 |
| その他 | ボタン電話設備 | NTT 回線： 31回線 | ボタン電話主装置 | 9 台 | ボタン電話機 150 台 |
| | 加入電話設備 | NTT 回線： 11回線 | | | FAX 9 台 |

※ 業界用電話設備は含まない。

(3) 給 排 水 設 備 等

上水については、東京都水道局から直接給水を受けているが、受水タンク以下の給水設備は、市場で維持管理している。

下水については、構内下水道設備全般を維持管理している。また、食肉市場においては、と場施設の一部として、と畜解体作業の際に排出された汚水を活性汚泥法により浄化するための污水处理設備を設置している。

以上の給排水等設備のほか、水資源を有効利用する設備を設置している。

豊洲市場、食肉市場、大田市場、世田谷市場、多摩ニュータウン市場、葛西市場では雨水等を、トイレ洗浄水等に利用している。

食肉市場では、東京都下水道局芝浦水再生センターの高度処理水も引き込んでいる。

その他、搬送設備（乗用・荷物用エレベータ等）・ボイラー設備・空調換気設備・消防設備等の維持管理を行っている。

(4) 冷蔵庫設備等

現在、東京都が関与している冷蔵庫、バナナ発酵室、低温卸売場、定（低）温倉庫、低温荷さばき場及び低温作業所は以下の表のとおりである。

冷蔵庫施設

(令和7年4月1日現在)

| 市場名 | 冷蔵庫名 | 規模(使用許可体積又は面積) | 保管品目 |
|------------|-------|------------------------|------------|
| 食肉市場 | 枝肉冷蔵庫 | 6,769.3m ² | 大動物・小動物枝肉 |
| | 冷凍庫 | 999.4m ³ | 部分肉、内臓肉 |
| | 冷蔵庫 | 11,646.1m ³ | 部分肉、内臓肉 |
| 大田市場 | 青果冷蔵庫 | 7,627.6m ³ | 野菜、果実 |
| | 水産冷蔵庫 | 7,629.6m ³ | 塩干物、冷まぐろ類等 |
| 足立市場 | 水産冷蔵庫 | 3,856.0m ³ | 鮮魚、冷まぐろ類等 |
| 多摩ニュータウン市場 | 青果冷蔵庫 | 91.2m ³ | 葉菜類、果実 |
| | 青果冷蔵庫 | 91.2m ³ | 葉菜類、果実 |

バナナ発酵室

(令和7年4月1日現在)

| 市場名 | 施設名 | 規模(m ²) | 室数 | 備考 |
|------|-------------|---------------------|----|----|
| 大田市場 | 青果冷蔵庫バナナ発酵室 | 668.0m ² | 30 | |

低温卸売場

(令和7年4月1日現在)

| 市場名 | 施設名 | 規模 (㎡) | 保管品目 |
|-------|---------|----------|-------------------|
| 豊洲市場 | 低温卸業者売場 | 4,986.1㎡ | まぐろ類 |
| | 低温卸業者売場 | 4,906.6㎡ | 鮮魚 |
| | 低温卸業者売場 | 2,278.7㎡ | 特種物 |
| | 低温卸業者売場 | 556.3㎡ | えび |
| | 低温卸業者売場 | 511.2㎡ | うに |
| | 低温卸業者売場 | 5,722.0㎡ | 塩干物 |
| | 低温卸業者売場 | 1,813.5㎡ | 塩干物 |
| | 低温卸業者売場 | 229.7㎡ | 鮮魚 |
| | 低温卸業者売場 | 675.0㎡ | 塩干物 |
| 大田市場 | 水産低温卸売場 | 414.0㎡ | かに、うに、貝類、練製品、高級鮮魚 |
| | 水産低温卸売場 | 507.4㎡ | まぐろ類、冷まぐろ類 |
| 豊島市場 | 第1低温卸売場 | 189.0㎡ | 根菜類、果菜類、葉菜類、果実 |
| | 第2低温卸売場 | 252.9㎡ | 根菜類、果菜類、葉菜類 |
| 淀橋市場 | 低温卸売場 | 124.6㎡ | 果菜類、葉菜類 |
| | 低温卸売場 | 91.0㎡ | 果菜類、葉菜類 |
| | 低温卸売場 | 141.8㎡ | 果菜類、葉菜類 |
| 足立市場 | 低温卸売場 | 382.3㎡ | 特種物、練製品 |
| | 低温卸売場 | 305.8㎡ | まぐろ類、冷まぐろ類 |
| 板橋市場 | 低温卸売場 | 168.0㎡ | 根菜類、果菜類、葉菜類 |
| | 低温卸売場 | 140.0㎡ | 果実 |
| | 低温卸売場 | 25.0㎡ | 果実 |
| 世田谷市場 | 低温卸売場 | 115.4㎡ | 果実 |
| | 低温卸売場 | 365.3㎡ | 果菜類、葉菜類 |
| | 低温卸売場 | 1,280.7㎡ | 葉菜類、果実 |
| | 低温卸売場 | 1,138.4㎡ | 果菜類、葉菜類 |
| 北足立市場 | 低温卸売場 | 285.0㎡ | 果菜類、葉菜類、いちご |

定（低）温倉庫

（令和7年4月1日現在）

| 市場名 | 施設名 | 規模 （使用許可体積又は面積） | 保管品目 |
|-------|--------|-----------------------|----------------|
| 大田市場 | 花き定温倉庫 | 1,997.2m ³ | 切花・鉢物 |
| | 花き定温倉庫 | 1,997.2m ³ | 鉢物 |
| 豊島市場 | 低温倉庫 | 662.76m ³ | 根菜類、果菜類、葉菜類、果実 |
| 板橋市場 | 低温倉庫 | 711.0m ³ | 根菜類、果菜類、葉菜類、果実 |
| | 第2低温倉庫 | 203.0m ² | 根菜類、果菜類、葉菜類、果実 |
| | 花き定温倉庫 | 475.2m ³ | 切花、鉢物 |
| | 花き定温倉庫 | 475.2m ³ | 切花、鉢物 |
| 世田谷市場 | 低温倉庫 | 882.0m ³ | 果菜類、葉菜類、果実 |
| | 低温倉庫 | 118.4m ³ | 果菜類、葉菜類 |
| | 低温倉庫 | 118.4m ³ | 果菜類、葉菜類 |
| | 花き定温倉庫 | 190.1m ³ | 切花、鉢物 |
| | 花き定温倉庫 | 190.1m ³ | 切花、鉢物 |
| 北足立市場 | 低温倉庫 | 2,983.8m ³ | 果菜類、葉菜類、いちご |
| | 花き定温倉庫 | 1,177.9m ³ | 切花、鉢物 |
| | 花き定温倉庫 | 236.6m ³ | 切花、鉢物 |
| 葛西市場 | 低温倉庫 | 942.2m ³ | 葉菜類、果実 |
| | 花き定温倉庫 | 1,185.8m ³ | 切花 |
| | 花き定温倉庫 | 1,108.2m ³ | 切花 |

低温荷さばき場

(令和7年4月1日現在)

| 市場名 | 施設名 | 規模 (m ²) | 備考 |
|------|---------|-----------------------|-------|
| 豊洲市場 | 低温荷さばき場 | 7,571.6m ² | 野菜、果実 |
| | 低温荷さばき場 | 2,016.1m ² | 水産物 |
| | 低温荷さばき場 | 3,821.9m ² | 水産物 |
| | 低温荷さばき場 | 216.4m ² | 水産物 |
| | 低温荷さばき場 | 155.6m ² | 水産物 |
| | 低温荷さばき場 | 1,516.4m ² | 塩干物 |
| | 低温荷さばき場 | 5,471.4m ² | 水産物 |

低温作業所

(令和7年4月1日現在)

| 市場名 | 施設名 | 規模 (m ²) | 備考 |
|------|-------|-----------------------|-------|
| 豊洲市場 | 低温作業所 | 183.8m ² | 野菜、果実 |
| | 低温作業所 | 141.8m ² | 野菜、果実 |

8 環境整備事務

(1) 自動車排気ガス対策

ア 小型特殊自動車対策

小型特殊自動車は、令和7年2月現在、全11市場で6,326台が使用されている。

市場では、大気環境の改善を目的として、小型特殊自動車については、原則として電動車及び低排出ガス車としている。特に電動車の導入については、電動化等推進補助金の交付、充電設備の設置、充電場所の使用料減免などにより導入を促進してきた。

また、市場で働く人々への健康面に配慮した環境づくりや市場の食品の衛生管理・品質管理の高度化を図るため、平成16年10月から冷凍庫、冷蔵庫、低温卸売場等を、各市場が業界と調整のうえクリーンゾーンとして指定し、その中では電動車以外の走行を禁止している。

さらに、平成17年5月からは、「東京都中央卸売市場条例」を改正し、市場内で使用する自動車の登録を義務付け、未登録車に対する使用禁止措置を新たに導入した。小型特殊自動車については、「東京都中央卸売市場条例施行規則」に登録基準を設け、今後導入する車両のうち、ターレット式構内運搬車については電動車のみ、フォークリフト等については電動車又は排出ガス低減のための措置を講じていると知事が認めたもの（低排出ガス車）のみとし、大気環境の一層の改善に努めている。こうした取組により、全市場における低公害化率（注）は令和7年2月現在98.2%（令和6年2月時点で98.2%）となっている。

（注）低公害化率は、総台数に対する電動車及び低排出ガス車の比率である。

イ ディーゼル車対策

平成15年10月から「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」によるディーゼル車規制が始まり、条例で定める基準を満たさないディーゼル車は、都内の走行が禁止された。

また、平成18年4月から、新基準による規制が開始されているため、引き続き、違反車両に対する改善指導を実施していく。

(2) 廃棄物処理対策

ア 水産、青果、花き

市場から排出される廃棄物のうち、一般廃棄物、発泡廃棄物及び木製パレット廃棄物については、排出者である業界の自己責任が原則のもと、開設者としての負担等も勘案し、都と業界（廃棄物処理団体）との間で市場ごとに協定を締結し、処理をしている。都はこの協定に基づき、処理に要した費用を負担している。この費用負担割合については、平成19年度から15%としている。

産業廃棄物については、事業者責任の徹底を図り、平成12年度から原則として負担金の交付を廃止しているが、発泡廃棄物及び木製パレットについては、リサイクル推進の観点から、再生処理に要する費用の15%を負担している。

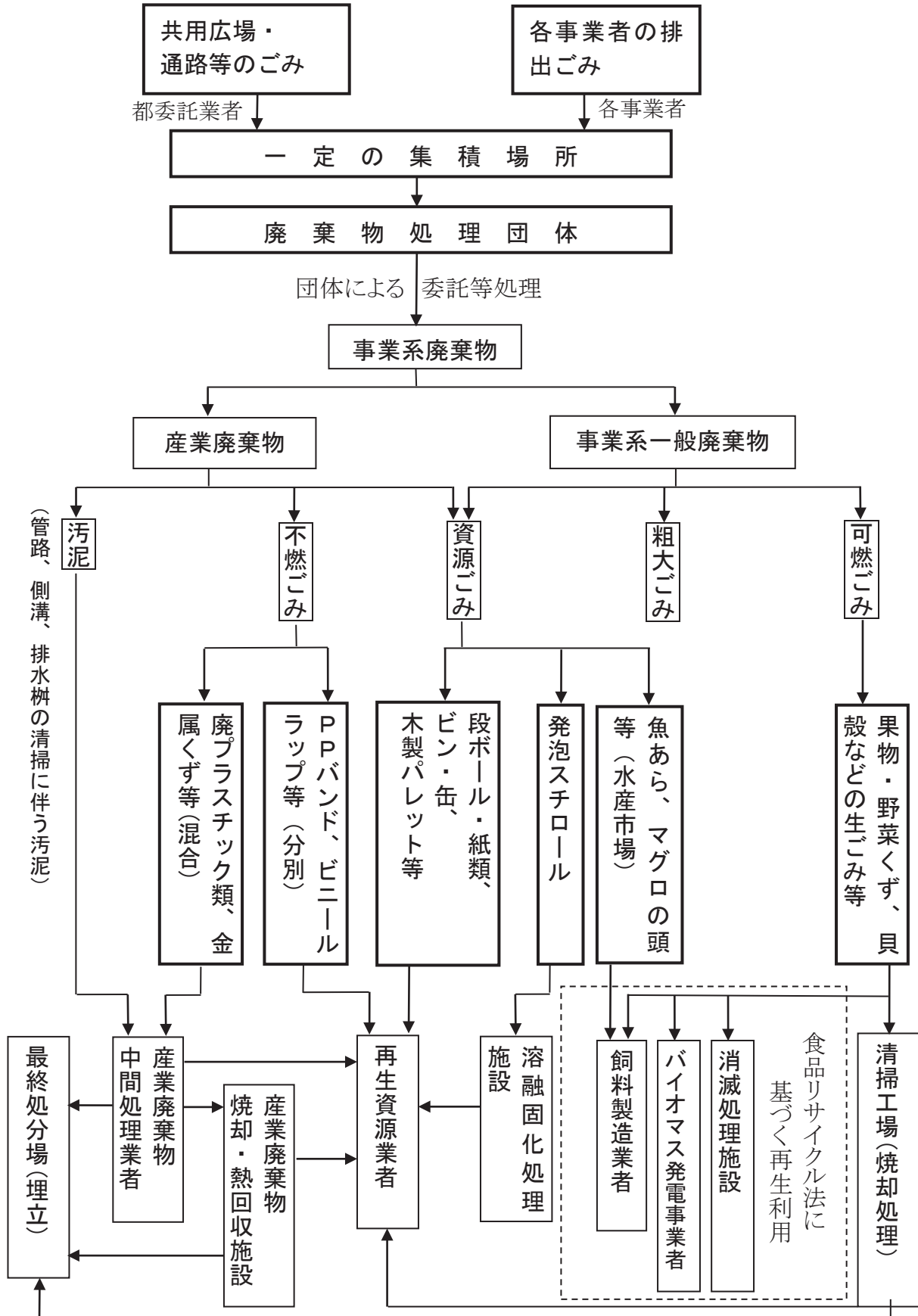
都と市場関係者は、相互に連携して、①廃棄物の発生を抑制する具体的取組の強化、②持込ごみ・不法投棄の監視体制の整備、③管理可能な廃棄物集積所の整備等、総合的な減量化対策を講じている。

また、各団体では「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に基づき、減量・リサイクルに向けた検討や取組を行っている。各水産市場では、魚のあらや魚腸骨が飼料として再生利用されているほか、大田市場（青果物）では、野菜くず等の生ごみをバイオマス発電及び飼料化への資源として提供している。淀橋市場及び多摩ニュータウン市場においても、飼料化への資源提供を行っている。豊洲市場（青果物）では、生ごみ等を市場

内で消滅型のシステムを用いて処理している。

さらに、平成17年5月に「東京都中央卸売市場条例」を改正し、市場関係者に対して廃棄物の適正処理等、市場の清潔保持を義務付けるとともに、廃棄物を市場に持ち込んだ者に対して、必要な改善措置を命ずることができるように改めた。

※ 廃棄物処理フロー（水産、青果、花き）

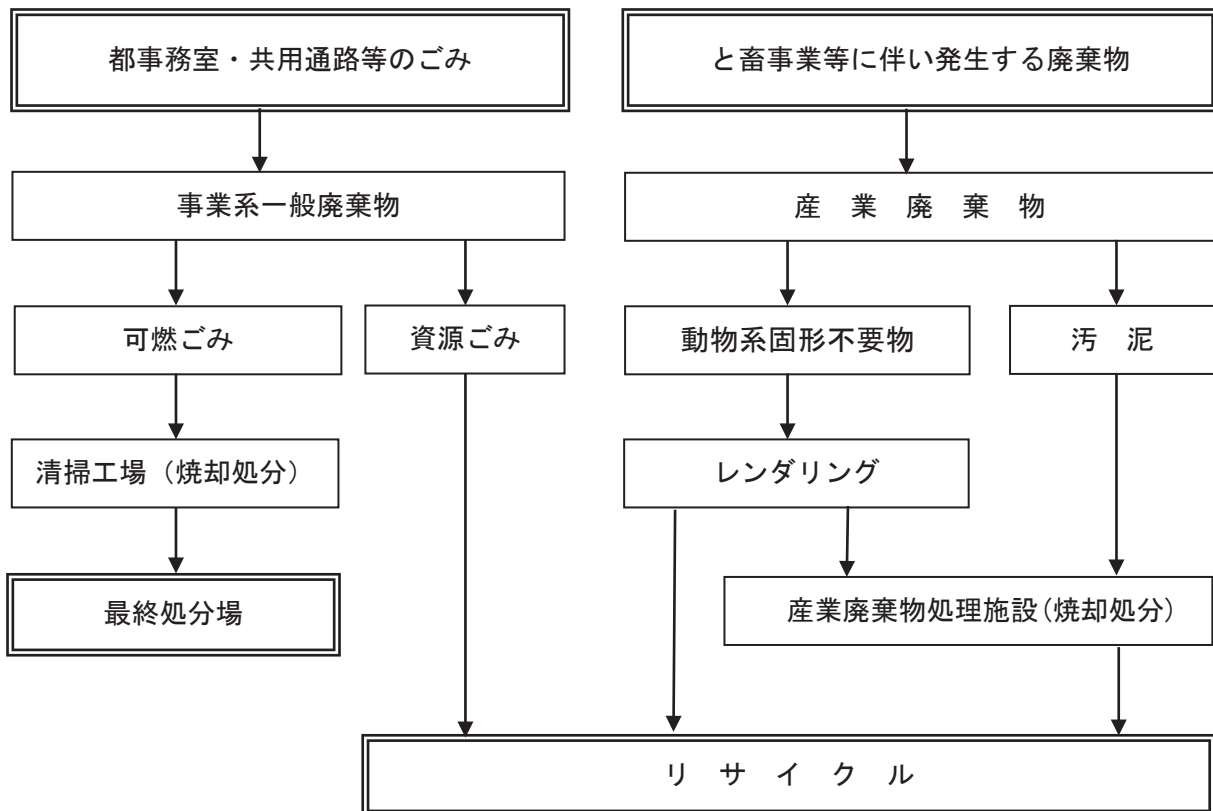


イ 食肉

食肉市場のと畜事業で発生する廃棄物については、廃棄肉等は肥料・飼料の原料に、水処理センターから排出される汚泥は肥料の原料として再生利用されていた。

しかし、牛海綿状脳症（BSE）の発生以降、牛に由来する肉くずなどを原料とする肥飼料の利用が規制されたことや、特定危険部位について焼却が義務づけられたことにより、現在は、一度、焼却処分した後、焼却灰から熔融スラグが作られ、建築・土木資材の原料として再生利用されている。

※ 廃棄物処理フロー（食肉）



（注）1 特定危険部位は、動物系固形不要物に含まれる。

2 レンダリングとは、牛・豚等が解体された際に出る残物を加熱処理し、油脂分・肉骨粉などへ加工する工程をいう。

(3) 市場警備

市場内の秩序維持のため、市場出入口における監視取締り、交通整理、車両登録証のチェック、巡回保安業務、ごみ持ち込みの監視取締り、棧橋出入船舶の監視など、各市場とも24時間の警備体制としている。

(4) 衛生管理

生鮮食料品を取り扱う市場においては、衛生の保持は欠くことのできないものであることから、使用許可した場所はその使用者が、また、それ以外の場所については東京都の負担で場内清掃を行っている。

また、ネズミ・昆虫等の駆除、下水樹・側溝等の清掃、水産市場における薬剤散布による消毒等を実施し、良好な衛生環境の維持に努めている。

腸管出血性大腸菌O157等への対応は、保健医療局市場衛生検査所や芝浦食肉衛生検査所の指導のもと、手洗いや施設設備等の洗浄消毒の励行を図っている。また食肉市場では、HACCPに基づいた衛生的な取扱いを行っており、食肉処理の処理工程の作業に応じて要求される清潔度合等を考慮したゾーン区分ごとの衛生管理を行うなど、衛生管理の高度化を図っている。

(5) 法令等に基づいた環境への対応

電力や燃料等のエネルギー消費により排出される温室効果ガスは、地球温暖化の原因とされ、環境を取り巻く課題となっており、都は、自ら温室効果ガスの削減に全庁的に取り組んでいる。

平成22年度からは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」の改正により、温室効果ガスを一定以上排出する大規模事業所に対し削減義務が課せられ、都の中央卸売市場では、豊洲市場など3市場が対象となっている。

一方で、卸売市場には、卸売場や仲卸店舗のほか、冷蔵庫や低(定)温倉庫などエネルギーを大量に消費する施設があり、生鮮食料品に対する鮮度保持や安全性を確保するための施設整備が進むにつれて、市場全体のエネルギー需要は増加していく。

そのため、これまでも都は、施設整備における省エネルギー機器への更新を実施しており、市場業者に対しては、冷蔵設備の運用時間の見直し等による適切な温度管理、無駄な照明の消灯等、市場業者の経済的インセンティブにも資する環境対策の実践を提案している。

また、平成27年4月には、オゾン層を破壊し温室効果が高いフロン類の漏えい防止を目指した「フロン排出抑制法」が施行され、「業務用冷凍・空調機器」などの所有者又は管理者は点検・報告の義務を負うことになった。卸売市場にはフロン類を使用する機器が多数存在することから、都は、市場業者に対して「フロン排出抑制法」についての周知活動や説明会を行った。

さらに、フロン類を冷媒として使用しない機器の導入については、令和4年度から、省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金の交付などにより導入を促進してきた。今後、都が整備した機器については、法に適合したものに計画的に更新していくとともに、業者が設置した機器についても、更新を促していく等、必要な対応を適切に行っていく。

都は、市場業者との連携体制をさらに強化しながら、引き続き法令等に基づいた環境対策に取り組んでいく。

9 業務指導・監督事務

(1) 取引業務の巡回調査

市場における生鮮食料品等の取引の適正化を図るため、各市場に対する取引業務の巡回調査を実施している。

調査は、原則として無通告で行い、販売開始前の状況やせり取引の状況及び販売開始後の取引を確認し、その後、関係帳票類の調査及び関係者からの聞き取り調査を行う。

調査結果については、卸売業者に対して講評を行うとともに、不適正なものについて改善措置を求めている。

令和6年度は、水産物市場を対象に5回、青果物（花きを含む）市場を対象に6回、計11回の巡回調査を実施した。

(2) 市場内業者の経理及び業務検査

ア 目的

市場内業者の財務状況及び業務運営の実態を把握して、公正な取引と健全な経営を確保することにより、生鮮食料品等の流通の円滑化に寄与することを目的としている。

イ 検査の対象

検査対象は、卸売業者及び仲卸業者（法人）であり、その対象数及び実施計画は次のとおりである。

(令和7年4月1日現在)

| | 対 象 | 実 施 計 画 | 備 考 |
|---------|------|---------|-----------------|
| 卸 売 業 者 | 29社 | 16社 | 残余の13社は必要に応じて実施 |
| 仲 卸 業 者 | 874社 | 45社 | |

ウ 実施方法

卸売業者については、職員4人と公認会計士（都の会計年度任用職員）1人の5人1組、仲卸業者については、原則として職員2人と公認会計士1人の3人1組、2班体制により実施している。

検査の分担は、卸売業者検査では公認会計士とチーフ職員が財務、損益の状況と会計処理方法等を検査し、その他の職員が経営管理、取引及び諸規定に基づく帳票類の作成と保管状況などを検査する。仲卸業者検査では公認会計士が財務、損益の状況と会計処理方法等を検査し、職員が経営管理、取引及び諸規定に基づく帳票類の作成と保管状況などを検査する。

検査結果について、当該市場及び検査対象者に対し口頭と文書で講評し、改善が必要なものについては、改善措置を求めている。

(3) 事業報告書概要及び経営調査概要等の作成

卸売業者及び仲卸業者の事業報告書に基づき集計分析を行い、卸売業者については「事業報告書概要」及び「総合財務諸表」を、仲卸業者については「仲卸業者の経営状況」をそれぞれ作成している。

(4) 現場取引指導業務

市場における取引の公正かつ円滑な運営と生鮮食料品等の効率的な流通を図るため、取引現

場において次のような業務を行っている。

ア 公正取引巡回指導

相対取引等の日常の市場取引について、深夜から早朝にかけて卸売場・仲卸売場等の取引現場を巡回し、取引秩序の確保を図るための監督・指導を行う。

イ 量目検査

容器等に表示された量目と正味量との過不足を現物検査し、その結果を関係業者に通知し、正味量不足の場合はその改善を指導する。

ウ 入荷量、卸売価格の掲示

市場ごとに主要な品目・産地別の当日卸売予定数量及び前日卸売価格を販売開始時刻前までに集計し、掲示する。

エ 食の安全の確保に向けた指導

食品衛生法及び食品表示法に関する監督・指導を行う。

(5) 業務運営指導事務

各市場では、前記の取引現場における指導業務のほか、市場業者に対し条例に基づく指導等を行っている。

ア 卸売業者

(7) せり人証及び記章の交付

せり人については、卸売業者による届出制となっているが、市場におけるせり売の業務を適正かつ円滑に行うため、あらかじめ知事が行う市場業務に関する法令等に係る講習（講義及び理解度を確認する効果測定等）を受講し、知事が受講完了とした者に対して、せり人証及び記章を交付している。

(イ) 名称変更等（商号変更、役員変更及び業務の休止等）の届出

遅滞なく届け出るよう指導するとともに、内容を確認する。

(ロ) 卸売業者の事業報告書等の提出

毎事業年度、事業報告書を提出させると共に、毎月10日までに前月分の残高試算表を提出させ、事業・財務内容について調査し、必要に応じ指導を行う。

(ハ) 卸売の記録の提出

必要に応じて卸売業者から卸売の記録の提出を受け、その取引内容等を検査する。

(ニ) 売買取引の結果等の報告

日ごとの主要な品目の卸売の数量及び価格、月ごとの卸売の物品の品名・数量及び価格等の売買取引の結果等の報告を卸売業者から提出させる。

(ホ) 決済等に関する契約の報告

卸売業者が買受人等との取引契約等を締結したとき、その内容に関する届出を受理する。

(ヘ) 取引に係る遵守事項等の指導・監督

公正な取引環境を確保するため、卸売業者に対し取引等の状況について監督し、不公正な事例等があった場合には、調査・指導等を行う。

イ 仲卸業者等

(7) 仲卸業者、関連事業者の名称変更等（商号変更、役員変更及び業務の休止等）の届出

(イ) 仲卸業者、関連事業者の事業報告書の提出指導及び審査

(ロ) 仲卸業者の直荷（直接集荷）に係る販売実績報告の受理及び指導

(エ) 売買参加者の承認

(オ) 買出人等との調整・指導

(6) 取引改善事務

市場取引の公正かつ効率的な実施及び衛生関係の改善強化を図るため、次の事務を行っている。

ア 市場別取引業務運営協議会及び取扱品目別取引委員会の運営

東京都職員と業界代表委員の構成により、市場別取引業務運営協議会及びその専門委員会である取扱品目別取引委員会を設置し、当該市場の業務運営及び流通の改善並びに取引ルールについて協議する。

取扱品目別取引委員会では、せり売又は入札の方法により売買取引を行う物品の種類及び数量やせり開始時刻に関する調査審議のほか、必要に応じて、公正かつ効率的な売買取引の確保に関する事、衛生の保持に関する事について調査審議を行う。

イ セリ人の講習会

せり人を中心として卸売業者従業員の資質の向上を図るため、講習会を実施する。

10 食の安全・安心確保への取組

腸管出血性大腸菌O157による食中毒の発生、牛海綿状脳症（BSE）問題、輸入食品の残留農薬問題や相次ぐ原産地の偽装表示事件など、食品に関する様々な事件・事故が発生し、食品の流通拠点である中央卸売市場には食の安全と消費者の信頼確保のための取組が強く求められている。

また、平成30年の食品衛生法の改正により、令和3年6月から原則全ての食品等取扱事業者には「HACCPに沿った衛生管理」が求められることとなった。

このため、中央卸売市場では、「安全・品質管理者」（SQM：セイフティ&クオリティ・マネージャー）の活用、「食品危害対策マニュアル」による食の安全・安心に係る危機管理及びHACCPに沿った衛生管理の定着支援を中心とした自主的衛生管理の推進などを行うことにより、市場で取り扱われる食品の安全・安心の確保を図っている。

(1) 安全・品質管理者体制

中央卸売市場では、取り扱われる食品の安全性を確保し、その信頼性を高めるとともに、衛生・環境水準の向上を図るため、SQMを各市場の東京都職員、卸売業者及び仲卸団体に設置した。これにより、食品に関する事件・事故発生時に、当該食品の流通状況などに関する業界情報を迅速に収集できるとともに、それらに対する措置が迅速に業界全体に周知されるよう、体制を整備した。

(2) 食品に関する危機管理対応

中央卸売市場では食の安全・安心を脅かす事態に対して、発生を未然に防止するとともに、万が一発生した場合にもその被害を最小限に食い止めるため、「食品危害対策マニュアル」を作成し、対応している。

これにより、食品衛生法等の違反食品のほか、その可能性のある食品についても販売自粛等の措置が可能となっている。

(3) 自主的衛生管理の推進

食品の安全性を確保するには、実際に取り扱う者の適正な施設管理や食品の取扱いが最も重要である。このため、SQM制度を活用して市場関係者の衛生意識が向上するよう普及啓発活動に取り組むとともに、各卸売業者や仲卸業者が着実に衛生管理を行うため「品質・衛生管理マニュアル」を活用したHACCPに沿った衛生管理の取組支援を実施している。

(4) 放射性物質への対応

生鮮食料品中の放射性物質の検査は、国が定めたガイドラインに基づき産地において実施している。中央卸売市場では、これらの検査情報等を収集し、SQMを介して迅速に業界全体に周知することで、基準値を超え、出荷自粛や出荷制限を受けた荷を市場に流通させない体制を整備している。

また、食肉市場では、被災産地からも多くの肉牛を受け入れていることから、安全・安心の確保と円滑な流通の維持を目的として、平成23年12月から放射性物質の全頭検査を実施していたが、令和2年3月の国のガイドライン改定を受けて4月より全頭検査を終了した。被災産地出荷牛の一部については、産地側が実施主体となって検査を継続している。

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応

中央卸売市場が都民に生鮮品等を円滑かつ安定的に供給する基幹的なインフラとしての役割を着実に果たしていくため、都内で初めて感染者が確認された令和2年1月下旬以降、都と市場関係者とが連携して、感染拡大防止に向けた取組を行った。

具体的には、5類移行後においても、手洗いや換気などの基本的感染防止対策に引き続き取り組みとともに、市場関係者に対して国や都の方針を踏まえた対応や、マスクの着用の判断等に係る留意事項を周知している。

また、同一箇所で同時に多数の感染者が発生するなど、市場運営への影響が懸念される事態が生じた場合、都と市場関係者とで構築している緊急連絡体制により、都へ速やかにその旨を報告することとしている。

11 広報・広聴への取組

(1) 消費者事業

生鮮食料品等流通に関して、中央卸売市場の持つ機能や役割に対する理解と信用向上に努めるとともに、広く都民・消費者の声を把握し、食生活の安定や地域と共存する市場づくりに資することを目的として広報・広聴活動に取り組んでいる。また、都民が「食」に関する正しい知識を身に付け、健全な食生活を実践するために、卸売市場が持つ食に関するノウハウを活かし、関係業界との連携による「食育」の推進に取り組んでいる。

これらの事業として、市場関係業者等とともに、食育講習会の開催や市場まつりを通じた市場に関するPR等を実施している。また、中央卸売市場が行っている事業について、電話やEメール、文書等で要望・意見等を受け付けているほか、インターネットを利用した都政に関するアンケート等を活用し、都民の声を収集するなどの広聴活動を行っている。

ア 講習会等

旬の食材の見極め方や調理方法などの知識の伝達、生鮮食料品等の流通事情及び商品知識に関する情報提供などを目的とし、料理講習会、お魚教室、市場見学会等を実施している。

令和6年度の主な実績は、次のとおりである。

| 市場名 | 事業名 | 開催回数 | 参加者数（計） |
|-------|-----------------|------|---------|
| 豊洲市場 | こどもいちば教室 | 3回 | 90名 |
| | 都民いちば教室 | 2回 | 58名 |
| 食肉市場 | 肉料理講習会 | 4回 | 59名 |
| | 市場見学会 | 2回 | 24名 |
| | 産地見学会 | 1回 | 16名 |
| 大田市場 | 親子フラワーアレンジメント教室 | 1回 | 16名 |
| | フラワーアレンジメント教室 | 1回 | 30名 |
| | 親子市場見学会 | 1回 | 23名 |
| 板橋市場 | 食育講習会 | 1回 | 23名 |
| 北足立市場 | 食育講習会 | 1回 | 26名 |
| | 親子で学ぶ花のミニ教室 | 1回 | 20名 |
| | 計 | 18回 | 385名 |

イ 市場まつり

各市場の業界が中心となって行う「市場まつり」に、市場に関するPRコーナーを設置している。令和6年度は、以下の日程で実施した。

| 市場名 | 開催日 | 市場名 | 開催日 |
|------|-----------|-------|--------|
| 豊洲市場 | 11月3日 | 板橋市場 | 10月27日 |
| 食肉市場 | 10月19・20日 | 世田谷市場 | 10月20日 |
| 豊島市場 | 10月20日 | 北足立市場 | 10月13日 |
| 淀橋市場 | 11月17日 | 葛西市場 | 11月17日 |

ウ いちば食育応援隊派遣事業

平成20年3月、都民の食育推進活動を支援するため、「いちば食育応援隊」派遣事業を開始した。この派遣事業は、都内卸売市場関係者の中から食育講師として派遣可能な者を、都が管理・運営する人材バンクに登録し、希望のあった学校や地域活動、企業の職場内研修などに対し派遣を行うものである。なお、中央卸売市場ホームページに専用ページを設け、人材情報及び派遣事業の詳細を公開している。

エ みんなのICHIBAづくり応援事業（補助事業）

中央卸売市場が公益性を一層発揮することを目的に、地域に貢献する取組や社会に貢献する取組など、市場業者が行う公益性の高い取組を支援する補助事業を、令和2年度から実施している。

(2) 情報サービス事業

ア 市場見学

市場の機能や役割等についての普及・啓発を図るため、各市場で見学を実施している。
令和6年における市場見学者数は、下表のとおりである。

市場見学者数（受付を行ったもの）（令和6年1月～令和6年12月 単位：人）

| 市場名 | 一般 | 小学生 | 合計 | 市場名 | 一般 | 小学生 | 合計 |
|-----|---------------------|--------|---------------------|--------------|---------------------|--------|---------------------|
| 豊洲 | 176,296 (58,837) | 21,196 | 197,492 (58,837) | 板橋 | 34 (20) | 159 | 193 (20) |
| 食肉 | 6,132 (12) | 515 | 6,647 (12) | 世田谷 | 0 (0) | 2,347 | 2,347 () |
| 大田 | 3,244 (1,095) | 7,891 | 11,135 (1,095) | 北足立 | 9 (5) | 1,084 | 1,093 (5) |
| 豊島 | 22 (12) | 150 | 172 (12) | 多摩 ニュータウン | 1 (0) | 1,168 | 1,169 (0) |
| 淀橋 | 0 (0) | 242 | 242 (0) | 葛西 | 35 (18) | 1,068 | 1,103 (18) |
| 足立 | 0 (0) | 365 | 365 (0) | 合計 | 185,773 (59,999) | 36,185 | 221,958 (59,999) |

※ () 内の数字は外国人見学者数で内書きである。

※ 豊洲市場の見学者数は、PRコーナーの来館者を含む。

イ パンフレットの案内

市場広報用として、市場のしくみなどを解説した「市場のしおり」等を作成し、市場見学者を中心に配布している。

主な印刷物は、下表のとおりである。

| | | |
|------|--------|-----------------------|
| 一般向 | 市場のしおり | 日本語 英語 中国語 韓国語 計4か国語版 |
| 小学生向 | 見学のしおり | 日本語のみ |

ウ 公式ホームページ

平成12年3月から中央卸売市場の公式ホームページを開設し、報道発表資料や告知情報、市場における食の安心・安全対策、各市場の概要、市場の開場日及び休業日、各種調査物、審議会等の議事録、小学生の学習向けの情報等を提供している。

東京都中央卸売市場公式ホームページ <https://www.shijou.metro.tokyo.lg.jp/>

エ 公式X（旧Twitter）

平成24年12月からX（旧Twitter）を活用して、報道発表資料に関する情報、イベント等の情報、東京都中央卸売市場ホームページに関する情報などを発信すると共に、市場への関心を増やすことを目的として、市場内の旬の取扱品や現場のタイムリーな情報を適宜発信している。

※ 平成24年12月から東京都中央卸売市場公式X（旧Twitter）「東京都中央卸売市場」アカウントを運用。令和5年2月からは東京都公式X（旧Twitter）「東京都 産業・仕事」アカウントに移行し、情報発信している。

オ ビデオ・DVDによる広報

市場事業の普及・啓発を図るため、広報用ビデオ等（DVDを含む。）を作成し、市場見学者に対する上映や都民への貸出しを行っている。主なビデオ等は、次のとおりである。

| タイトル | 時間 | 概略 |
|---------------------------|-----|--|
| 「市場のはたらき」 | 14分 | 都民等に「市場の役割・仕組み」を理解してもらうことを目的としたビデオ等（英語版あり） |
| 「東京の市場今昔ものがたり」 | 23分 | 江戸時代から現在に至るまでの市場の歴史を紹介したビデオ等（英語版あり） |
| 「東京・花ものがたり」 | 20分 | 東京都に関わりの深い花の紹介と花の市場流通を解説したビデオ等（英語版あり） |
| 「東京の魚市場」 | 19分 | 生産の現場から消費者に届くまでの水産物流通を紹介したビデオ等（英語版あり） |
| 「教えてイッチーノ！ 中央卸売市場のしくみ」 | 12分 | 小学校高学年を対象とした、生鮮食料品等の流通のしくみや中央卸売市場の機能・役割を紹介したビデオ等 |

カ 市場取引情報の提供

毎日の生鮮食料品等の入荷量、卸売価格のほか、週間市況、月報、年報などの取引状況を公表している。

キ 啓発事業

食肉市場・芝浦と場の食肉処理業務については、いわれなき差別や偏見が根強く残っていることから、啓発用のパンフレットの発行や、広報東京都（人権特集）への掲載など、その解消を図るために啓発事業を行っている。

食肉市場センタービル6階にある「お肉の情報館」では、食肉市場への理解を促進するため、①と場業務・役割の紹介、②肉の生産・流通の紹介、③食肉市場・と場に対する偏見や差別の解消など、具体的な事例の展示や、来館者に食肉市場・芝浦と場を紹介したビデオ「お肉の生産工場」の上映を行っている。

また、中央卸売市場ホームページ上においても、食肉市場・芝浦と場の歴史や仕組み等を紹介するなど、啓発を図っている。

ク 「豊洲 千客万来」を活用した中央卸売市場PR事業

令和6年2月1日の「豊洲 千客万来」の開業に合わせ、食楽棟内に、東京都PRコーナー「いちばの広場」を開設した。「いちばの広場」では、中央卸売市場について楽しみながら学べる展示のほか、市場業者や被災地を含む全国の産地と連携した産地プロモーション活動や産地の商材等の紹介などのイベントを定期的に開催している。

12 統計事務

東京都中央卸売市場が取り扱う生鮮食料品等の取扱数量、取扱金額、平均卸売価格等を統計的に整理集録したものについて、生産者、市場関係者、消費者等関係各方面の参考に供し、かつ市場業務の円滑な運営に資するため、次の統計事務を行っている。

- (1) インターネットを通じた、東京都中央卸売市場条例に基づく水産物、青果物、食肉及び花きに関する日報及び水産物・青果物の週間市況並びに月報・年報の公表
- (2) 生鮮食料品等についての各種統計資料の作成及び分析

13 地方卸売市場事務

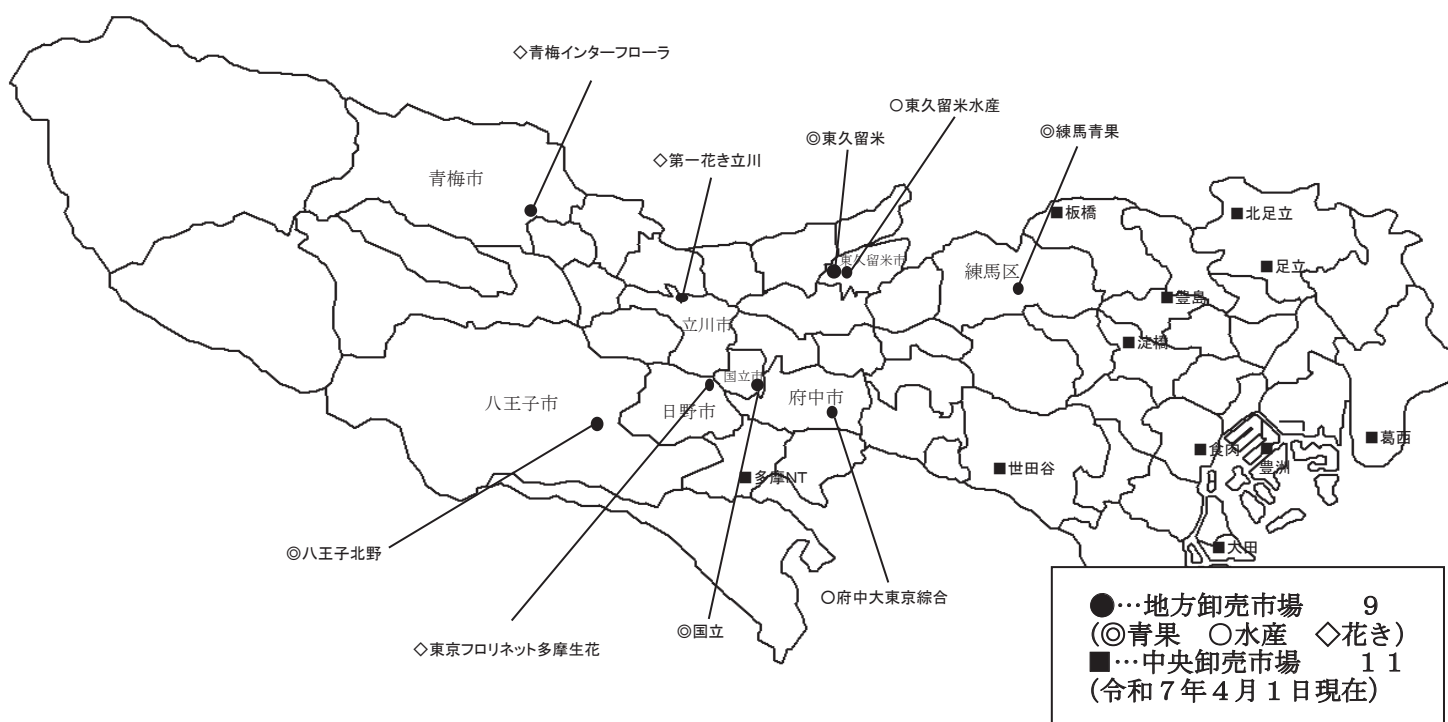
(1) 地方卸売市場の概要

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律が、平成30年6月15日に成立し、同月22日に公布され、同法により改正された卸売市場法は、令和2年6月21日、施行された。

改正された卸売市場法は、卸売市場が食品等の流通において、生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることから、その適正かつ健全な運営を確保し、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的としている。

この法律の施行により、これまでの知事による開設者及び卸売業者に対する許可制から、差別的取扱いの禁止、売買取引の条件や取引結果の公表等の共通の取引ルールを遵守し、適正かつ健全な運営を行うことができる卸売市場を、農林水産大臣が定めた卸売市場に関する基本方針等に則して、知事が地方卸売市場として認定する制度へ移行した。

令和7年4月1日現在、知事から地方卸売市場として認定を受けている市場は、9市場で、その内訳は、水産2市場、青果4市場、花き3市場である。



(2) 地方卸売市場の現況

(市場総数 9)

青果物:4市場 水産物:2市場

令和7年4月1日現在

| 取扱品目 | 名称 | 所在地 | 開設者 | 卸売業者 | 取扱高 トン 千円 | 用地面積 (㎡) |
|------|---------------------|-----------------------------|--------------|-------------|-----------------------|-------------|
| 青 | 東京都練馬青果 地方卸売市場 | 〒177-0033 練馬区高野台2-1-18 | 東京新宿青果(株) | 東京新宿ベジフル(株) | 8,633 2,235,699 | 8,949 |
| 青 | 東京都八王子北野 地方卸売市場 | 〒192-0906 八王子市北野町588-1 | 東京八王子青果(株) | 同 左 | 9,761 3,099,681 | 5,819 |
| 青 | 東京都国立 地方卸売市場 | 〒186-8680 国立市谷保6-2-1 | 東京多摩青果(株) | 同 左 | 245,966 80,144,551 | 45,361 |
| 青 | 東京都東久留米 地方卸売市場 | 〒203-0043 東久留米市下里6-4-1 | 東京多摩青果(株) | 同 左 | 43,182 13,221,325 | 22,334 |
| 水 | 東京都東久留米水産 地方卸売市場 | 〒203-0043 東久留米市下里5-12-12 | 東久留米卸売市場協同組合 | 東京北魚(株) | 423 762,838 | 7,044 |
| 水 | 府中大東京総合 地方卸売市場 | 〒183-0025 府中市矢崎町4-1 | 株大東京総合卸売センター | 築地魚市場(株) | 252 499,674 | 16,538 |

備考 1. 取扱品目欄の「青」は青果物を、「水」は水産物を表す。

2. 取扱高は令和6年1月～令和6年12月のものである。

花き:3市場

令和7年4月1日現在

| 取扱品目 | 名称 | 所在地 | 開設者 | 卸売業者 | 取扱高 千本 千円 | 用地面積 (㎡) |
|---------|------------------------|-----------------------------|----------------------|------|---------------------|-------------|
| 花 | 東京フロリネット多摩生花 地方卸売市場 | 〒191-0021 日野市石田435 | ティー・エフ・シー東京フロリネット(株) | 同 左 | 12,522 846,554 | 3,960 |
| 花・ 鉢 | 青梅インターフローラ 地方卸売市場 | 〒198-0023 青梅市今井5-2440-32 | 株青梅インターフローラ | 同 左 | 35,588 1,533,463 | 9,528 |
| 花・ 鉢 | 第一花き立川 地方卸売市場 | 〒190-0034 立川市西砂町5-8-2 | 株第一花き | 同 左 | 18,520 1,307,479 | 3,245 |

備考 1. 取扱品目欄の「花」は、主たる取扱物品が「切り花」である市場を、「鉢」は主たる取扱物品が「鉢物」である市場を表す。

2. 取扱高は令和6年1月～令和6年12月のものである。なお、取扱数量は切り花換算本数による。

(3) 地方卸売市場指導・監督事務

ア 業務指導・経理検査事務

地方卸売市場業務の適正かつ健全な運営が確保されるよう、市場を巡回し業務の指導を行っている。

また、開設者又は卸売業者（卸売をする市場の開設者を兼ねている場合に限る。）についてその業務、財務関係の報告を徴するとともに、経理並びに業務検査を実施して経営の実態を把握し、経理指導を行い、経営の健全化、公正取引の指導に努めている。

イ 助成事務

地方卸売市場の適正かつ健全な運営を確保し、生鮮食料品等の流通の円滑化等を図るため、地方卸売市場の開設者に対し、①管理衛生費補助金、②施設整備事業費補助金、③地域貢献事業補助金を交付している。

令和6年度交付金額は、下表のとおりである。

| 補助金の種類 | 金額 |
|------------|----------|
| 管理衛生費補助金 | 8,140千円 |
| 施設整備事業費補助金 | 44,691千円 |
| 地域貢献事業補助金 | 200千円 |
| 合計 | 53,031千円 |

ウ 統計調査事務

地方卸売市場における生鮮食料品等の流通状況等を把握し、関係機関に情報を提供するため「地方卸売市場年報」（青果物・水産物及び花き）等の統計調査資料を作成、配布している。

14 と 畜 事 業

(1) と畜事業の沿革

東京市は昭和11年12月、食肉を衛生的に処理するために、当時市内区部にあった三ノ輪、寺島、千住の3と場を收容（その後昭和12年3月に大崎、昭和15年3月に野方、玉川の各と場が入場）して現在地に「東京市設芝浦屠場」を開設し、と畜解体作業を行ってきた。

戦後、食生活の洋風化傾向が強まるにつれて食肉の消費需要が増大したが、水産物や青果物に比べ、畜産物の市場化は立ち後れていた。これは、消費地への出荷が生体であり、消費地のと畜場が取引の中心的役割を果たしてきたため、市場取引の慣習が成熟していなかったことに要因があった。

昭和38年当時、食肉市場を開設していたのは大阪、名古屋、福岡、広島、横浜、大宮の6都市であり、最大の消費地である東京都における市場化は具体化していなかった。このため国は昭和38年7月、「生鮮食料品流通改善対策要綱」を閣議決定し、その中で特に東京都における食肉市場の開設について強く指導することとした。

これを受けて東京都は昭和38年8月、「食肉市場設置方針」（この中でと場は食肉市場の付属施設と位置づけられた）を決定、市場化への具体的な条件整備に着手し、昭和41年12月、中央卸売市場法に基づく東京都中央卸売市場食肉市場を開設した。これを契機に、「東京都立芝浦屠場」は食肉市場併設のと畜場としての業務を開始することとなり、現在に至っている。

(2) と畜事業の現況

食肉市場の開設以来、生体枝肉を中心とする市場として推移してきており、新鮮かつ高品質な食肉に対する都民の需要にこたえるべく生体枝肉等の生産、確保に努力している。

令和6年のと畜頭数は下表のとおりである。

| 区 分 | 牛 | 豚 |
|-----|--------|---------|
| 頭 数 | 89,066 | 220,789 |

※取引されなかったものも含む。

(3) 家畜保健衛生対策

ア 牛海綿状脳症（BSE）対策

平成13年9月、千葉県内で国内において1頭目のBSE感染牛が確認され、同年10月からは全国のと畜場で全頭スクリーニング検査が開始された。

平成14年7月には、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく総合的な対策が講じられることとなり、平成15年12月、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法が施行され、牛の出生から消費者に供給されるまでの情報の把握（トレーサビリティ）が可能となった。

平成23年12月、厚生労働省は、内閣府食品安全委員会に国内におけるBSE検査対象月齢等の見直しについて諮問した。平成24年10月の一次答申では、①検査対象月齢が「20か月齢」の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。②頭部（扁桃を除く）、せき髄及びせき柱について、特定危険部位（SRM）の範囲が「全月齢」の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるとの答申がされた。平成25年5月の二次答申では、検査対象月齢を「48か月齢超」に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると答申された。その後、平成28年8月の答申では、「48か月齢超」の健康牛のBSE検査について現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できるとされた。

厚生労働省は、これらの答申を受け、平成25年4月1日から検査対象月齢を従前の「21か月

齢以上」から「30か月齢超」に、同年7月1日からは「48か月齢超」に引き上げ、平成29年4月1日には、健康牛に係るBSE検査を廃止した（神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものについては引き続きBSE検査を実施）。

東京都では、SRMの全頭焼却等を実施するとともに、保健医療局芝浦食肉衛生検査所の検査員がBSE検査が必要であると判断した牛についてBSEスクリーニング検査を実施している。また、BSEスクリーニング検査の結果が出るまでは、検査対象牛の内臓、枝肉等、食用部分は全て保管している。なお、検査の結果が陽性の場合には、当該牛に由来するものは全て焼却処分するとともに、「食品危害対策マニュアル」に基づき速やかに局内対策会議を開催し、と室内の消毒措置などの対応策を決定することとしている。

なお、国内においては平成13年9月以降、36例のBSEの発生が確認されているが、東京都での発生例はない。平成21年1月に確認された牛を最後に、国内で生まれた牛でのBSE発生の報告はない。また、平成25年5月に開催された国際獣疫事務局（OIE）総会において、我が国は「無視できるBSEリスク」の国に認定されている。

イ 家畜伝染病の防疫対策

平成30年9月に岐阜県内の養豚場で、国内では26年ぶりに豚熱（CSF）の発生が確認された。以降、中部・関西地方から関東・東北地方等に感染範囲を拡大しており、令和7年4月現在、国内で90例を超える感染が確認されている。

食肉市場では、豚熱等の家畜伝染病の疑いのある症状を呈している生体が発見された場合、「家畜伝染病予防法」や「食品危害対策マニュアル」に基づき、迅速な防疫措置を講じることとしている。

加えて、令和元年10月に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」の改正により、都道府県による予防的ワクチンの接種が開始されたことに伴い、「豚熱交差汚染防止対策マニュアル」を策定し、ワクチン接種豚の受け入れ体制を整備するとともに、車両等の入退場時や豚生体搬送車受け入れ時の記録及び消毒等を徹底することで、市場内における家畜伝染病の交差汚染の防止に努めている。

(4) 放射性物質対策

平成23年7月に芝浦と場だと畜した牛から、当時の暫定規制値(500Bq/Kg)を大幅に超える放射性セシウムが検出された。そのため、国は、原因となる高濃度の放射性セシウムに汚染された稲わらの使用が確認された16道府県のうち、牛肉のモニタリング検査により規制値を超過した岩手県、宮城県、福島県及び栃木県の4県に出荷制限を指示した。この4県は「出荷・検査方針」を策定、国と協議し、平成23年8月に出荷を再開した。

食肉市場の卸売業者である東京食肉市場株式会社は、風評被害等による購買者等からの要望を受け、出荷者(県)負担による全頭検査を平成23年9月から開始した。

東京都は、4県の出荷に当たって消費者への安全・安心の確保を図るとともに、検査費用の軽減などにより東日本大震災被災地への支援を行うため、業界や出荷制限4県の要望も踏まえ、東京食肉市場株式会社単独の検査に代わり、福祉保健局（現、保健医療局）、中央卸売市場及び東京食肉市場株式会社の三者による全頭検査を平成23年12月より開始した。

また、平成31年3月に国はこの4県の安全管理体制が確立されたことなどを理由に福島県の帰還困難区域を除く4県の牛の出荷制限の解除を通知した。この4県は国のガイドラインに基づき、出荷制限の解除以降、1年間のモニタリング検査を実施した。東京都中央卸売市場食肉市場においても同様に令和元年度においては、放射性物質検査を継続するとともに、購買者に「安全確認証」を発行していたが、令和2年3月の国のガイドライン改定及びこの4県の検査計画見直しを

受けて、4月より全頭検査を終了した。なお、この4県から提出される出荷計画表に基づき、飼養管理の状況の確認結果等について引き続き確認しているほか、福島県出荷牛の一部は県側が実施主体となって検査を継続している。

15 附 属 機 関

(1) 附属機関等一覧

ア 附属機関

(令和7年4月1日現在)

| 名 称 | 目 的 | 設置根拠 | 機関の性格 | 設置年月日 委員構成 任 期 |
|----------------------------|---|---------------------|---------------------------|-------------------------------------|
| 東京都卸売市場 審議会 | 都の区域内における卸売市場の整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議する。 | 東京都卸売市場 審議会条例第1条 | 諮問(調査審議) 機関 専門知識の導入 | 昭和47. 1. 1 学識経験者等 15名以内 2年 |
| 東京都中央卸売 市場取引業務 運営協議会 | 東京都中央卸売市場における業務の運営に関し、必要な事項を調査審議する。 | 東京都中央卸売市場 条例第65条 | 同 上 | 平成12. 7. 1 学識経験者等 28名以内 2年 |

イ 連絡調整会議

(令和7年4月1日現在)

| 名 称 | 目 的 | 設置根拠 | 機関の性格 | 設置年月日 委員構成 任 期 |
|-------------------------------|--|-----------------------------------|-----------|---|
| 豊洲市場における 地下水等管理に関 する協議会 | 豊洲市場における地下水等管理について、関係者間で情報を共有し意見交換を行う。 | 豊洲市場における地 下水等管理に関する 協議会設置要綱 | 協議・連絡調整機関 | 平成24. 7. 1 学識経験者等 19名以内及び 都職員(中央卸 売市場長が指名 する職) 2年 |

(2) 東京都卸売市場審議会

東京都の区域内における卸売市場の整備計画に関する事項、その他卸売市場に関する重要事項を調査審議するため、東京都卸売市場審議会条例（昭和46年東京都条例第155号、昭和47年1月1日施行）に基づき知事の附属機関として東京都卸売市場審議会を設置している。

本審議会は15名以内の委員で組織され、その委員は学識経験者、消費者団体関係者、市場業界関係者、都議会議員及び区長・市長から選出されている。

これまでの主な会議内容は次のとおりである。

（令和7年7月1日現在）

| 開催年月日 | 内 容 |
|--------------------|---|
| 平成30年6月1日 第75回 | 東京都卸売市場整備計画（第10次）の改定について（報告） 豊洲市場の認可申請について（報告） 卸売市場法の改正について（報告） 豊洲市場における追加対策工事について（報告） |
| 平成31年4月22日 第76回 | 消費税率の引上げに伴う使用料の改定について（諮問・答申） 東京都中央卸売市場条例改正準備会議の検討状況について（報告） |
| 令和元年11月5日 第77回 | 東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について（報告） 東京都地方卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について（報告） 経営計画の策定に向けた取組について（報告） |
| 令和3年2月9日 第78回 | 東京都中央卸売市場経営指針（案）について（報告） |
| 令和4年1月31日 第79回 | 東京都中央卸売市場経営計画（案）について（報告） |
| 令和4年8月30日 第80回 | 東京都中央卸売市場経営計画の実施について（報告） |
| 令和5年1月30日 第81回 | 東京都中央卸売市場経営計画の進捗について（報告） |
| 令和5年9月1日 第82回 | 東京都中央卸売市場経営計画の進捗について（報告） |
| 令和6年2月6日 第83回 | 東京都中央卸売市場経営計画の進捗について（報告） |
| 令和6年9月13日 第84回 | 東京都中央卸売市場経営計画の進捗について（報告） |
| 令和7年2月6日 第85回 | 東京都中央卸売市場経営計画の進捗について（報告） |

(3) 東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

この協議会は、東京都中央卸売市場条例第65条に基づき設置しているもので、中央卸売市場の業務の運営に関し必要な事項を調査審議する知事の附属機関である。

平成12年7月、従来の「東京都中央卸売市場運営協議会」の所掌事項に「売買取引に関する事項」を加えて、「東京都中央卸売市場取引業務運営協議会」として発足した。

委員は28名以内で、学識経験者、生産者代表、消費者代表、業界代表、都議会議員で構成されている。

これまでの主な会議内容は、次のとおりである。

(令和7年7月1日現在)

| 開催年月日 | 内 容 |
|----------------------------|---|
| 平成27年9月11日 第19回 | ・平成28年における臨時休業日及び臨時開場日（諮問・答申） 〈臨時休市 水産・青果30日（築地32日）、食肉48日〉 |
| 平成28年9月9日 第20回 | ・平成29年における臨時休業日及び臨時開場日（諮問・答申） 〈臨時休市 水産・青果31日、食肉45日〉 |
| 平成29年9月7日 第21回 | ・平成30年における臨時休業日及び臨時開場日（諮問・答申） 〈臨時休市 水産・青果37日、食肉45日〉 |
| 平成30年9月6日 第22回 | ・平成31年における臨時休業日及び臨時開場日（諮問・答申） 〈臨時休市 水産41日、青果45日、食肉47日〉 |
| 令和元年7月4日 第23回 | ・卸売市場法改正を踏まえた条例改正について |
| 令和元年8月29日 第24回 | ・令和2年における臨時休業日及び臨時開場日（諮問・答申） 〈臨時休市 水産42日、青果45日、食肉46日〉 |
| 令和元年10月28日 第25回 | ・東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について （諮問・答申） |
| 令和2年4月15～28日 第26回（書面開催） | ・令和2年における臨時休業日の変更について（水産物部、青果部） （諮問・答申） |
| 令和2年10月7日 第27回（書面開催） | ・令和3年における休業日の設定について（諮問・答申） |
| 令和3年9月7～16日 第28回（書面開催） | ・令和4年における休業日の設定について（諮問・答申） |
| 令和4年9月8日 第29回 | ・令和5年における休業日の設定について（諮問・答申） |
| 令和5年9月7日 第30回 | ・令和6年における休業日の設定について（諮問・答申） |
| 令和6年9月6日 第31回 | ・令和7年における休業日の設定について（諮問・答申） |